

## 令和2年度登米市一般会計予算における市町村交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度登米市一般会計予算における市町村交付金（社会保障財源化分）の社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 960,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 13,166,155 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 （単位：千円）

事業名		経費	左の財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	社会福祉費	3,637,853	1,490,050	18,200	56,134	284,536	1,788,933
	児童福祉費	4,526,915	2,991,579	0	294,544	170,268	1,070,524
	生活保護費	938,490	705,277	0	1,118	31,850	200,245
	小計	9,103,258	5,186,906	18,200	351,796	486,654	3,059,702
社会保険	社会福祉費	1,506,299	457,292	0	0	143,952	905,055
	小計	1,506,299	457,292	0	0	143,952	905,055
保健衛生	保健衛生費	769,394	17,648	75,700	45,588	86,516	543,942
	病院費	1,787,204	0	7,400	9,896	242,878	1,527,030
	小計	2,556,598	17,648	83,100	55,484	329,394	2,070,972
合計		13,166,155	5,661,846	101,300	407,280	960,000	6,035,729

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

※2 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費は、人件費及び事務費を除いた額とする。